

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	土木管理課	検索番号	5-2
法令名	砂利採取法	根拠条項	16		
許認可等	採取計画の認可				
<p>1 根拠規定</p> <p>○ 砂利採取法16条 (採取計画の認可)</p> <p>砂利採取業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事 (当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等の区域内にある時は、当該河川区域等に係る河川管理者) の認可を受けなければならない。</p> <p>2 審査基準</p> <p>○ 砂利採取法第19条 (認可の基準)</p> <p>都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。</p> <p>○ 砂利採取技術指導基準 (平成12年12月27日制定)</p> <p>(河川管理者の権限に係るものを除く。)</p> <p>I 総則</p> <p>1 目的</p> <p>この基準は、砂利採取法第19条の規定 (認可の基準) の一般的な運用基準を定め、もつて、砂利の採取に伴う災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>2 定義</p> <p>(1) この基準において「陸砂利」とは、平地に賦存している砂利をいうものとする。</p> <p>(2) この基準において「山砂利」とは、山又は丘陵に賦存している砂利をいうものとする。</p> <p>(3) この基準において「海砂利」とは、海浜地及び海域に賦存している砂利をいうものとする。</p> <p>3 認可の条件</p> <p>採取計画の認可にあたっては、この基準に規定した認可の条件のほか、個々の事例ごとに必要な事項を認可の条件として付することができる。</p> <p>II 陸砂利の採取</p> <p>1 採取量</p> <p>採取量は、砂利採取場における砂利の賦存量、設備能力、自然条件、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。特に災害防止の見地に立って過大な採取量にならないように注意すること。</p> <p>2 採取の期間</p> <p>(1) 砂利採取場の状況は、砂利の採取の進行に伴って変化するのが一般的である。したがって、採取の期間は、その変化を予測し得る期間内とし、1年程度を目安としつつ、知事が、提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定する。</p> <p>(2) 特に必要がある時は、砂利採取場の状況について定期的に報告することを認可の条件として付することができる。</p>					

(様式1)  
 審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	土木管理課	検索番号	5-2
法令名	砂利採取法	根拠条項	16		
許認可等	採取計画の認可				
<p>3 災害防止の方法等</p> <p>(1) 表土の除去等</p> <p>表土の除去等の方法は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>① 表土を除去するに当っては、隣接地が侵食されないように配慮したものであること。</p> <p>② 除去した表土を堆積するときは</p> <p>ア 地形に応じて、築堤、板囲い、土留め等を設置するなど堆積表土が崩壊して隣接地に流出しないよう措置されていること。</p> <p>イ 特に降雨時に表土が砂利採取場外へ流出するのを防止するため十分配慮されていること。</p> <p>③ 乾燥時においては表土の飛散を防止するため、場合により、砂利採取場内に適宜散水等の措置が講ぜられていること。</p> <p>(2) 掘さく等</p> <p>① 保安距離</p> <p>隣接地、公共物件（道路、水路、橋梁、堤防、砂防設備、鉄道、鉄塔等をいう。）、家屋等の隣接物件からは、その崩壊を防止するため一定の距離（以下「保安距離」という。）を隔てたうえで、掘さくを行うものでなければならない。この場合に、</p> <p>ア 隣接地との間に有していなければならない保安距離は、原則として最小限2メートルとする。</p> <p>イ 公共物件、家具等の特に災害防止の必要性が大きい隣接物件に対しては、個別の事案ごとに必要な保安距離をとること。</p> <p>② 掘さく深</p> <p>掘さく深は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>ア 農地における掘さく深は、原則として10メートル以内とし、ボーリング調査等により砂利層が10メートル以上確認されている場合には、最大15メートル程度とする。</p> <p>イ 農地以外の地域における掘さく深は、特に限定しないが、災害以外の見地から適当なものであること。</p> <p>③ 掘さく方法</p> <p>掘さくは、原則として、次の3点のうちのいずれかにより行うものでなければならない。</p> <p>ア 保安距離をとったうえで、安定勾配（その標準は、別表のとおりである。）で掘さくする。</p> <p>イ 保安距離をとったうえで、安定勾配より急な勾配で掘さくし、掘さく箇所への面保護のための土留めを施す等土砂崩れ防止措置を十分に講ずる。</p> <p>ウ 保安距離以上の距離を隔てたうえで、安定勾配より急な勾配で掘さくする。ただし、この場合の勾配は、崩壊した場合にも掘さく箇所と隣接物件との距離が保安距離以上となるようなものであること。</p> <p>④ その他</p> <p>掘さくによる災害の防止については、①-③のほか次の各号に掲げる観点から審査することとし、必要に応じてこれらの事項を認可の条件として付することがある。</p>					

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	土木管理課	検索番号	5-2
法令名	砂利採取法	根拠条項	16		
許認可等	採取計画の認可				
<p>ア 掘さく深が大きい場合には、できるだけり面に平場を設けること。</p> <p>イ 砂利採取場の区域が広大である場合には、できるだけ計画性をもって掘さくするものであること。</p> <p>ウ 公共物件からは十分に安全性を見込んだ保安距離をとらなければならないが、特に必要がある場合（例えば、水路の水が漏水するおそれがあるとき。）は補強工事を行うこと。</p> <p>エ 砂利採取場には、丁張り等により掘さく深及び掘さくの勾配を確認できる標示を行うこと。</p> <p>オ 砂利採取場には、原則として、囲い柵、危険表示等を設置すること。</p> <p>カ 乾燥時においては土砂の飛散を防止するため、場合により、砂利採取場内に適宜散水等の措置を講ずること。</p> <p>キ 掘さく箇所への地下水の浸透等により、付近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意すること。</p> <p>(3) 砂利採取場内での運搬</p> <p>同一砂利採取場が道路又は他人の土地により分断されている場合、運搬時においては落石を防止するためベルトコンベアーの下を金網で囲う等の措置、又は交通整理員を置き、若しくは砂利運搬車の通行時間を制限する等の措置をとるものでなければならない。(4) 水洗、選別等</p> <p>① 水洗に必要な水の確保</p> <p>ア 砂利を洗浄するため地下水を取水するときは、付近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意したものでなければならない。</p> <p>イ 洗浄水を節約するためには、洗浄水の「還流方式」を採用することが望ましい。付近の井戸水等の枯渇の恐れがある地域では、原則として、洗浄水の還流方式をとるものでなければならない。</p> <p>② 水洗、選別の方法</p> <p>洗浄汚濁水を未処理のまま砂利採取場外へ排出しないよう措置されているものでなければならない。</p> <p>ア 汚濁水処理装置を設置する場合は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>(ア) 洗浄水の節約及び水質の汚濁防止の観点からできるだけ還流方式を採用することが望ましい。</p> <p>(イ) 汚濁水処理装置の処理能力は、砂利の採取量に応じたものであること。</p> <p>(ウ) 沈降剤、凝集剤は当該装置にあった薬剤を使用し、その投入量は必要な浄化水を得るに足る量であること。</p> <p>イ 沈殿池を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければならない。</p> <p>(ア) 沈殿池は、できるだけ人家や公道から離れた安全な場所に設置すること。</p> <p>(イ) 沈殿地は、原則として、地中に掘り込んだものとする。ただし、砂利採取場の状況によりやむをえない場合には、土えん堤により囲われた沈殿池でもよいこととするが、その場合でも、地形、付近の状況等を勘案してできるだけ安全な場所に設置すること。</p>					

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	土木管理課	検索番号	5-2
法令名	砂利採取法	根拠条項	16		
許認可等	採取計画の認可				
<p>(ウ) 洗浄汚濁水等を沈殿池に滞留させる場合の最高限度は、原則として、当該沈殿池の容量の7割とすること。ただし、特殊な構造の沈殿池については個々具体的に検討すること。</p> <p>(エ) 沈殿池は原則として、二つ以上設けること。この場合、一つの沈殿池の滞留量が最高限度に達したときは、その沈殿池の使用を中止して、他の沈殿池に移行し、最初の沈殿池は再使用できる状態に復元しておくこと。</p> <p>(オ) 沈殿池を一つしか設けない場合には、沈殿池が洗浄汚濁水等を滞留させ得る最高限度に達したときは、洗浄作業を中止すること。</p> <p>(カ) 沈殿地には、適当に沈降処理剤を投入し、又は適当な日数の間滞留させた後に、適切な水質の水を排出すること。</p> <p>(キ) 沈殿地の排出口の下端の高さは、排水のときに同時にヘドロを排出しないようなものとし、排水口は、適切な水質の水を排水する場合以外は開門しないこと。</p> <p>(ク) 沈殿地掘り込み式の沈殿池にあつては、沈殿池の周辺及びのり面が崩壊しないように措置されていること。</p> <p>(ケ) 沈殿地土えん堤は、十分水圧等に堪え得る強度を有していること。</p> <p>③ ヘドロの処理        ヘドロの処理の方法は、次の各号に適合するものでなければならない。        ア ヘドロは、一定の場所に適当な期間堆積して水分を除去した後に処分すること。        ヘドロを処分する場合には、再度ヘドロ状態にならないように留意すること。        イ ヘドロの堆積場は、板囲いを施す等降雨時等に流出するのを防止するための措置が施されていること。</p> <p>④ 排出する水の水質基準        砂利採取場から水を排出する場合には、次の各号に適合しなければならない。        ア 砂利採取場から排出される水の水質は、排水路排出された水の利用状況（例えば、水道用、農業用に使用されている等）、砂利採取場の立地条件、自然条件及び技術的能力を総合的に勘案して、災害防止の観点から適切なものであること。        イ 条例等により水質基準の定めのあるときは、その基準を遵守するものであること。</p> <p>⑤ 騒音防止        騒音規制区域又は人家が密集している地域においては、騒音発生施設の使用時間の限定、騒音防止施設の設置等騒音の防止に留意するものでなければならない。</p> <p>(5) 砂利の堆積        砂利は、崩壊又は降雨により砂利採石場外へ流出するのを防止するため、原則として平坦な区域に堆積するものでなければならない。平坦な区域以外に堆積するときは、土留め等の措置を講ずるものでなければならない。</p> <p>(6) 水切り        砂利の運搬時に、砂利運搬車から水がたれるのを防止するため水きり場に適当な時間堆積する等の方法により水切りをした後に砂利採取場から砂利を搬出するものでなければならない。</p>					

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	土木管理課	検索番号	5-2
法令名	砂利採取法	根拠条項	16		
許認可等	採取計画の認可				
<p>(7)採取跡の処理</p> <p>採取跡の処理は、次の各号に適合するものでなければならぬ。</p> <p>① 掘さく跡を処理する場合</p> <p>ア 掘さく跡は、原則として、埋め戻しを行うこと。</p> <p>イ 農地における掘さく跡は必ず埋め戻しを行うこととし、この場合、埋め戻された土地は農地として使用し得る適切なものであること。</p> <p>ウ 農地以外の平地における掘さく跡についても、学校、幼稚園の周辺、国道、県道の傍等である場合には特に積極的な理由がない限り埋め戻しを行うこと。</p> <p>エ 埋め戻しを行う場合は、掘さくを完了した区域ごとにできる限り速やかに行うこと。</p> <p>オ 埋め戻しを行わない掘さく跡については、有刺鉄線、危険防止柵の設置等十分な危険防止の措置が講じられていること。</p> <p>② 沈殿池の跡処理をする場合</p> <p>ア 掘り込み式の沈殿池の跡については、原則として、十分に水を排出した後、ヘドロの状態、厚さ等を考慮して適切な埋め戻しを行い、十分に転圧しておくこと。</p> <p>イ 土えん堤を設置する方式の沈殿池の跡については、原則として、十分に水を排出したのち、適正に土えん堤を取り壊し、ヘドロを取り除いて、危険のないように整地しておくこと。</p> <p>Ⅲ 山砂利の採取</p> <p>1 準用</p> <p>山砂利の採取には、次に掲げる基準によるほか、Ⅱの陸砂利の採取の基準を準用するものとする。</p> <p>2 採取の期間</p> <p>採取の期間は、その変化を予測し得る範囲内とし、3年程度を目安としつつ、知事が、提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定する。3      保安距離</p> <p>山砂利を採取する場合には、砂利採取場の規模、山の形状、土質及び付近の状況等を勘案して、十分に安全な保安距離をとったものでなければならない。</p> <p>4 掘さくの方法</p> <p>(1) 山砂利の採取の場合には、掘さくを終了した跡が平坦になることが望ましいが、そうでない場合は、その傾斜が安定勾配となるような計画であり、また必要に応じ平場を設けるものでなければならない。</p> <p>(2) 掘さくの過程においては、①比較的平坦な丘陵にあつてはすき取り方式。②普通の山にあつては階段堀りを行う等により、原則として、安定勾配を保つように掘さくするものでなければならない。</p> <p>(3) 山又は丘陵の全体の傾斜が安定勾配より急になる方法で掘さくを行う場合には、掘さくの過程において矢板囲いを設置する等土砂崩れ防止措置を施すものでなければならない。</p>					

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	土木管理課	検索番号	5-2
法令名	砂利採取法	根拠条項	16		
許認可等	採取計画の認可				

(4)降雨時において流水及び土砂が隣接地に流出するのを防止するため、水路を設け又は土盛りをする等適切な措置を講ずるものでなければならない。

#### IV 洗浄の取り扱い

洗浄のみの認可の場合 (河川区域及び堤外の河川保全区域において施設を設置する場合を除く。) における洗浄の期間については、II及びIIIの採取の期間の規定にかかわらず、3年程度を目安としつつ、知事が提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定する。

別表

掘さくの安定勾配の標準

種 類	垂直1mに対する水平距離
砂	1.5m
堅くしまった砂利	1.0m
堅くしまっていない砂利	1.2m
堅くしまった土	
高さ5mまで	0.8m~1.0m
高さ5m以上	1.0m~1.5m
堅くしまっていない土	
高さ5mまで	1.0m~1.5m
高さ5m以上	1.5m~2.0m